

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【公開番号】特開2013-128719(P2013-128719A)

【公開日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【年通号数】公開・登録公報2013-035

【出願番号】特願2011-281939(P2011-281939)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月16日(2014.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

モータの駆動により移動可能な可動部材と、複数のLEDが搭載された発光基板とを備えてなるパチンコ機であって、

前記可動部材に透光性を有する光拡散部を設けるとともに、

前記可動部材を、前記発光基板に対して、前記光拡散部が前記発光基板の前方に位置し、前記LEDを発光させることで発光演出が行われる第1位置と、当該第1位置ではない第2位置との間で移動可能としたことを特徴とするパチンコ機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するために、本発明のうち請求項1に記載の発明は、モータの駆動により移動可能な可動部材と、複数のLEDが搭載された発光基板とを備えてなるパチンコ機であって、前記可動部材に透光性を有する光拡散部を設けるとともに、前記可動部材を、前記発光基板に対して、前記光拡散部が前記発光基板の前方に位置し、前記LEDを発光させることで発光演出が行われる第1位置と、当該第1位置ではない第2位置との間で移動可能としたことを特徴とする。

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の発明において、遊技盤の前面に遊技球が流下可能な遊技領域が形成されているとともに、前記遊技領域内に、図柄を表示可能な図柄表示部と所定態様で動作する電動役物とが設けられており、所定の条件が充足されると、前記図柄表示部において前記図柄が変動表示し、所定の時間が経過すると前記図柄が確定表示される一方、前記図柄の変動表示中に、前記電動役物が動作するパチンコ機であって、前記可動部材が前記電動役物に設置されているとともに、前記モータ及び前記発光基板が前記電動役物に内蔵されており、前記可動部材は、前記光拡散部が露出して前記発光基板の前方に位置する前記第1位置と、前記光拡散部が前記電動役物の内部に収納された前記第2位置との間で移動可能であることを特徴とする。

請求項3に記載の発明は、請求項2に記載の発明において、前記可動部材が上下方向へ昇降可能に設置されているとともに、前記可動部材の上方で、前記可動部材の左右両側縁

よりも左右方向で内側となる位置に、左右一対の掛止部を設けており、各掛止部と、前記可動部材における前記掛止部よりも左右方向で外側となる位置とを一対のバネで連結し、各前記バネが、自身が縮む斜め上方へ前記可動部材を付勢していることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、光拡散部を備えた可動部材を、発光基板に対して、光拡散部が発光基板の前方に位置し、LEDを発光させることで発光演出が行われる第1位置と、当該第1位置ではない第2位置との間で移動可能としているため、発光基板を移動させずとも、部材の移動とLEDの発光との両動作を組み合わせた演出が可能となっている。したがって、発光基板を移動させるものと比較して、発光基板の配線が損傷するおそれがない。また、配線のためのスペースを省スペース化することができるとともに、発光基板の重量だけ可動部の重量を低減することができ、比較的小さなモータで可動部材を動作させることができるために、配線やモータが他の部材の邪魔になったりしない上、電動役物の設計自由度を向上することができる。

また、請求項2に記載の発明によれば、可動部材を電動役物に設けているため、電動役物が動作した上で、更に可動部材が動作するといった二段形式の動作演出を実行することができ、パチンコ機の遊技性を向上することができる。

さらに、請求項3に記載の発明によれば、上下方向へ昇降可能な可動部材を、夫々斜め上方へ付勢力を発揮するような姿勢で取り付けられた一対のバネにより付勢しているため、可動部材の昇降動作時に可動部材が左右で傾いたり、前後にばたついたりすることを防止することができる。